

南房総市中継施設整備及び運営事業
入札説明書等に対する質問への回答

令和6年11月

南房総市

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	25	2	(2)	表3	委託料D (運搬業務費)	第1回目の質問回答にて、「運搬業務費内の人件費については、入札説明書記載のとおり、変動費とする」と回答いただきましたので、本施設に搬入される可燃ごみの数量に合わせて運搬人員も変動させることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本施設に搬入される可燃ごみの数量に応じて、支障なく運搬できる運搬体制が構築されていれば、差し支えありません。
2	27	4	(1)	2)表4	委託料D (運搬業務費)	物価変動の考え方として、表4中の委託料Dについて、人件費、燃費、その費用と3項目の対象がありますが、各指標について±1.5%の増減があった場合は、各項目ごとに委託費を改定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（設計建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	33	第2章	第1節	1 (2)3)	防災調整池	防災調整池について、貯留量の算定は簡便式を採用してよろしいでしょうか。または、浸透施設やオンサイト貯留施設による貯留量の確保を計画する必要はありますでしょうか。	詳細は実施設計協議によるものとし、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き及び同解説」等も参考に設計してください。なお、要求水準書に記載のとおり、建設候補地上流に位置する大谷クリーンセンターからの雨水排水に関して、本施設内の防災調整池を介して、市道検儀谷2号線の道路側溝に排水する計画としてください。また、市道検儀谷2号線の道路側溝への排水において、当該道路側溝の流下能力を考慮した排水計画としてください。
2	33	第2章	第1節	1 (2)3)	防災調整池	防災調整池について、市道検儀谷2号線道路側溝への放流は、複数系統を接続してもよろしいでしょうか。	下流側の流下能力、許容放流量に支障が無い場合、提案を可とします。
3	33	第2章	第1節	1 (2)3)	防災調整池	防災調整池について、放流先について敷地西側の雨水側溝に接続してもよろしいでしょうか。	不可とします。
4	33	第2章	第1節	1 (2)3)	防災調整池	市道検儀谷2号線道路側溝の下流経路と揚水の間関係をご教示いただけないでしょうか。	下流経路と揚水の間関係を別添資料に示します。
5	33	第2章	第1節	1 (2)4)	雨水排水	大谷クリーンセンターの既存排水系統(雨水)について、ご教示いただけますでしょうか。	設計時からの変更があり、現行の状況を反映した雨水排水設計資料等はございません。
6	36	第1章	第3節	2 (5)	保険	「…少なくとも以下の保険に加入すること…」とありますが、弊社は、組立保険と第三者賠償責任保険で工事中のリスクを補填していますので、建設工事保険には加入しておりません。今回も同様で考えておりますがよろしいでしょうか。	建設工事保険の代わりとして、事業者の判断で組立保険と第三者賠償責任保険にて、同等以上の保険を付保することは可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	36	第2章	第3節	1 (1)	表2-1受入時間	生活系収集事業系許可・持込、生活系持込ともに受付時間が8:30~16:00となっておりますが、昼休憩等で受付休止時間はないとの考えでよろしいでしょうか。	基本的に12時から13時は受付休止とします。ただし、繁忙期等において市より要請がある場合は、適宜ご対応をお願いします。
8	40	第2章	第3節	1 (1)	受入日時・受入時間 生活系収集事業系許可・持込	「受付時間が8:30~16:00」とありますが、「P413 稼働時間 1日5時間運転」とあります。ごみの搬入量に応じて5時間以上コンパクトを運転しても問題ないでしょうか。	公害防止基準を遵守し、周辺環境への影響を考慮した上で、市が認める場合に限り、5時間以上の運転を可とします。
9	40	第2章	第4節	1 (1)	公称能力	「圧縮積替設備：指定されたごみ質で、63tの処理を有すること。」とありますが63tは破砕機（可燃系）の処理量8.2tを含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。63t/日には破砕後に発生する8.2t/日を含みます。
10	40	第2章	第4節	1 (1)	公称能力	過去5年間の1月1週目、2週目の搬入実績をデータを開示願います。もしないようであれば、63t以下の搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。	大谷クリーンセンター及び白浜清掃センターの過去5年間の1月1週目、2週目の搬入実績（可燃ごみ）を別添資料に示します。なお、搬入量の変動はありますので、63t以下の搬入にも考慮した施設及び運営としてください。
11	質疑 回答書	No. 1				生活系排水は浄化槽での処理後、道路側溝への放流を可とするとありますが、関係部署と協議済みと捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（管理運営業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	第1章	第3節	17 (4)	業務実施計画書及び業務計画書の作成	経営計画書(損益計算書及びキャッシュフロー計算書)は会社単位で作成する資料のため、SPCを設立しない場合は提出対象外との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、SPCを設立しない場合においては、本事業を事業単位とした各年度の事業計画書（発注予定等）の提出を求めることとします。
2	21	第8章		11	財務状況報告	提出対象が、「会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書及びキャッシュフロー計算書」とのことですので、SPCを設立しない場合は、提出対象外との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、SPCを設立しない場合においては、本事業を事業単位とした各年度の事業計画書（発注実績等）の提出を求めることとします。

■運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	II	4		関連業務の調整	発注者が実施予定の大谷クリーンセンターの解体工事及びその跡地利用に係る事業等が行われる場合、受注者は、発注者の要請に基づき協力しなければならない。とありますが、具体的に想定される協力内容があればご教授ください。	詳細は未定ですが、大谷クリーンセンターの終い運転（ごみピット清掃）に伴い発生するごみ等の運搬、跡地利用に係る情報提供、必要に応じた会議への出席等が現時点では想定されます。
2	6	第9条	第3項		緊急時の対応等	本項での「発注者の要請に従って行う協力」については、有事の際に協力出来る範囲を協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書等に記載のない内容については、ご理解のとおりです。
3	9	第17条	第2項		運営委託量の支払	「理由の如何にかかわらず、運営委託料から控除して支払うことが出来る」とありますが、受注者の責によらず運転停止に至った場合は本内容は除外との理解で良いでしょうか。	受注者の責によらず運転停止に至った場合であっても、第17条第2項の適用は除外されません。
4	11	第22条	第5項		業務の履行責任	本条が適応されるのは、明渡し以降、受注者以外が運営する場合は、適切な維持管理がなされている前提との理解でよろしいでしょうか。	明渡し以降、市又は次期事業者が適切な維持管理を行っているにもかかわらず、本施設の基本性能が維持されていない場合には、第22条第5項が適用されます。
5	12	第27条	第1項 第2項		運搬廃棄物量の運搬量と性状	本条におけるリスクの分担についての考えをご教示ください。（貴市に負担いただける運営委託料には人件費など固定費なども負担いただけるとの考えでよろしいでしょうか）	第27条第1項は、運搬廃棄物の運搬量の変動が生じた場合であっても、運営委託料の見直しは行わないことを示しています。 第27条第2項は、運搬廃棄物の性状が要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内であれば、運営委託料の見直しは行わないことを示しています。 なお、市が負担する運営委託料については、入札説明書別紙2に示す内訳となります。このため、運営委託料には人件費等固定費も含まれます。
6	別紙3 保険	第26条	第1項		第三者賠償責任保険	その他：発注者を追加被保険者とする保険契約とすることとありますが、発注者が受注者の業務に介入することはないと認識しているため発注者を追加被保険者とする必要がないと考えますがよろしいでしょうか。	発注者を追加被保険者とする意図は、事業者が実施する管理運営業務に伴い発注者に損害が生じた場合も保険対象とするためです。 本施設には市職員がおり、事故の対象に市職員が含まれる可能性があると考えます。 なお、発注者は、受注者の業務に対して、モニタリング（入札説明書別紙3）という形で介入します。